

平成23年 3月 4日

福島刑務所

所長 佐藤 洋 殿

福島県弁護士会

会長 高橋 金 一

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 本田 哲 夫

勧告及び要望書

当会は、申立人〇〇〇〇氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告及び要望いたします。

記

第1 勧告及び要望の趣旨

貴所が、申立人から歯科治療の申出を受けたにもかかわらず約1年1か月にわたって治療を放置したことは、申立人の医療の提供を受ける権利を侵害するものであるので、貴所に対し、今後、被収容者がより早期かつ適切な歯科治療を受けることができるよう、人的、物的設備を充実させることを勧告するとともに、可及的速やかに、歯科治療待機者に対して、歯科治療待機者の間における順番や治療開始時期の見通しを告知する体制を構築すること、並びに治療の緊急性を判断する基準を明確化することを要望する。

第2 勧告及び要望の理由

1 申立の趣旨

貴所が、申立人から歯科治療を受けさせてほしい旨の申出を受けたにもかかわらず、約1年1か月にわたり申立人に対し歯科治療を行わなかったことは、申立人に対する人権侵害にあたる。

2 調査の経過

- (1) 平成21年 6月 8日 申立人から書面受理
- (2) 同 年 6月12日 当委員会において事件受付
- (3) 同 年 6月23日 予備審査担当委員決定
- (4) 同 年 7月30日 申立人に対し補正要請
- (5) 同 年 8月17日 申立人から人権救済申立書受理
- (6) 同 年 8月31日 申立人から書面受理
- (7) 同 年10月 6日 調査開始
- (8) 同 年11月 4日 貴所あて照会書送付
- (9) 同 年12月 1日 貴所より回答書受領
- (10) 平成22年 2月24日 貴所あて再照会書送付
- (11) 同 年 3月16日 貴所より回答書受領
- (12) 同 年 7月 8日 貴所あて再々照会書送付
- 13 同 年 9月 9日 貴所より回答書受領

3 当会からの調査依頼に対する貴所の回答によれば次の事実が認められる。

- (1) 申立人は貴所に対して、平成20年10月16日、『右下奥歯のかぶせがとれてないため、そこをうめてほしいので願います。』との内容の「歯科診察 治療願」を提出した。

- (2) 貴所は申立人に対し、平成21年11月20日以降、治療を実施した。

治療時における申立人の歯の状態は、1本が根尖性歯周炎のほか5本が虫歯の状態であった。

治療の実施経過は以下のとおりであった。

ア 平成21年11月20日

イ 平成21年11月24日

ウ 平成21年12月 1日

エ 平成21年12月 3日

オ 平成21年12月 8日

カ 平成21年12月11日

キ 平成21年12月18日

(3) 虫歯の進行状況及び治療内容は以下のとおりであった。

ア 右下6（かぶせものがとれた箇所）

進行状況 C3

治療内容 根管治療（根管の消毒）

根管充填（根管充填剤の充填、硬化、研磨）

（※注）「C3」とは、う蝕（虫歯）が歯髄まで及んでいる状態を指す。

イ 右下5

進行状況 C2

治療内容 根管充填（根管充填剤の硬化、研磨）

（※注）「C2」とは、う蝕が象牙質まで及んでいる状態を指す。

ウ 左上4

進行状況 C2

治療内容 根管充填（根管充填剤の硬化、研磨）

エ 左上6

進行状況 C2

治療内容 根管充填（根管充填剤の硬化、研磨）

オ 左上1

進行状況 C2

治療内容 根管充填（根管充填剤の硬化、研磨）

カ 右下3

進行状況 C2

治療内容 根管充填（根管充填剤の硬化、研磨）

なお、かぶせものがとれた箇所は、右下6であった。

(4) 貴所において歯科治療を必要とする被収容者は200名程度となることがあり、また、治療を開始した場合、継続的に1人の患者のみを治療することがあった。

め、平成20年10月に歯科治療の申出をした被収容者のうち、貴所において治療の緊急性がないと判断した者らについては、平成21年11月ころに至るまで診察、治療が実施されないという状況であった。

貴所は、申立人の申出については、その内容が『かぶせもの』が取れたという程度であったため、特に治療の緊急性が認められないと判断した。

また、貴所は、申立人の申出から実際に診察、治療を実施するまでの間、申立人が就業する工場、生活する舎室の担当職員から、申立人が食事を摂れていない旨の報告がなかったこと及び申立人から食事ができない旨の申出がなかったことから、申立人について特に治療の緊急性がないとの判断を維持した。

平成20年10月に歯科治療を申し出た申立人の治療が平成21年11月まで実施されなかったのは、そうした事情によるものである。

- (5) 貴所は、緊急に治療する必要がある場合には、申出の有無にかかわらず、診察、治療を実施している。

受刑者の歯科治療に関して治療の緊急性を認めた症例は、1か月あたり平均して6件程度であり、その具体例は以下のとおりである。

ア 前上歯8本セットの差し歯が外れてしまった症例

イ 胃腸障害等の既往症がある者の差し歯3本が外れてしまった症例

ウ 歯痛・歯肉痛があり、発熱・歯肉発赤・腫脹又は頬部や顎下部等の腫脹があり、専門的な診察が早急に必要であった症例

エ 義歯を固定している歯が揺らいだり又は差し歯が外れてしまい、義歯の固定が安定せず使用中に外れてしまったり、咀嚼時に力が入れられず食事に不便している症例

オ 義歯に亀裂が入ったり破損したことによる修理を必要とした症例

- (6) 申立人は、平成21年5月14日、医師の診察に際し、「歯の痛み」あるいは「歯茎の腫れ」があると訴えており、その際、貴所は申立人に対し、痛止めを処方した。

- (7) 申立人は、平成21年6月18日、医師の診察に際し、「歯の痛み」あるいは「歯茎の腫れ」があると訴えており、その際、貴所は申立人に対し、痛止めを処

方した。

- (8) 平成21年11月6日、貴所医務課准看護師が回診を行った際、申立人が歯痛・歯茎の腫れについて申し出たことから、医師の指示により歯茎の腫れ、痛みを抑える抗生剤を処方した。
- (9) 貴所において、歯科治療待機者に対して、歯科治療の順番、治療実施までの期間の見通しを告知する体制構築は存在しない。
- (10) 貴所が申立人に対して、歯科治療の順番、治療実施までの期間の見通しを告知した事実はない。

貴所において、緊急に歯科治療を実施する必要を判断する基準を定めた内規、規則、通達等は存在しない。

4 当会の判断

(1) 医療の提供を受ける権利

ア 何人にとっても、医療はその生命及び健康の保持に不可欠であり、必要かつ適切な治療を受ける機会を与えられるべきことは、憲法13条、同法25条にかかわる人間として最も重要な基本的人権の一つとして保障されるものであり、このことは、受刑者にも当然当てはまるものである。

イ また、国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（いわゆる国連人権B規約）10条1項は、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」と定めており、ここには、拘禁中の適切な医学的ケアを与えることを含むと解されている（国際人権規約委員会の見解【V i e w s】申立番号321/1988、334/1988等）。

さらに、1988年12月にの国連総会で採択された「あらゆる形の拘禁、受刑のための収容状態にある人を保護するための諸原則」（被拘禁者人権原則）の原則24は、「抑留または拘禁される者に対しては、その者が収容施設に収容された後、できる限り早期に、適切な医学的検査が提供されるものとし、その後、必要な場合いつでも医学的治療とケアは提供されるものとする。この治療とケアは無料で提供されるものとする」と定め、加盟国に対し、受刑者を含む被拘禁者に対

する医療につき万全を尽くすよう求めている。

以上のとおり、受刑者が必要かつ適切な医療を受ける権利を有することは、国際的にも十分認められているところである。

ウ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「被収容者処遇法」という）62条1項は、

「刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

- 一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。
- 二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。」

と定め、刑事施設の長に対し、受刑者に必要な医療上の措置を施すべき法的義務を課している。

エ 大阪地裁堺支部平成11年10月27日判決は、「懲役に処せられた者は、国家の拘禁施設に拘禁されているわけであり、かかる在監者に対する医療については、拘禁施設の適正な管理体制を維持するために、在監者が外部の医師を任意に選択して自由にその診察を受けることや、携行の医薬品を舎房の中に持ち込み、これを自由に使用することが制限されてもやむを得ない。しかし、その反面として、拘禁を行う国は、在監者の健康管理に責任を負い、（中略）在監者が疾病にかかったときには、医師をして治療せしめ、場合によっては、在監者を病監に収容し、または、在監者を病院に移送して治療を受けさせるべき義務を負っている。そして、在監者が、罪を犯したとはいえ、国家権力によって、強制的に拘禁施設に収容され、自ら、任意に医療機関を選択できないことからすれば、拘禁機関は、在監者に対し、少なくとも当時の平均的な医療水準を満たす医療行為を施すべき義務を負っているというべきである」と判示し、

受刑者が、平均的な医療水準を満たす医療行為を受ける権利を有することを認めている。

オ 以上のとおり、医療の提供を受ける権利は、憲法13条、同法25条にかかわる人間として最も重要な基本的人権の一つであり、刑事施設の被収容者にも当然保障されるものであるから、刑務所などの刑事施設の長には、被収容者に対する歯科治療の実施にあたって慎重な配慮が求められるべきである。

とすれば、受刑者に対する歯科治療が遅延した場合、歯科治療の申出から実際に治療を受けるまでの期間、申出者の症状の程度（侵害結果の重大性）、治療が遅延した理由等の事情を斟酌して当該遅延がやむを得ないものであったと言え、かつ刑務所として治療の遅延によって受刑者が被る不利益を可及的に緩和する措置を講じていたと認められる場合でない限り、当該遅延は、上記被収容者処遇法62条1項に違反する違法なものとなり、受刑者の歯科医療を受ける権利を侵害するというべきである。

(2) 人権侵害性について

ア 歯科治療の申出から実際に治療を受けるまでの期間

① 申立人が歯科治療を申し出たのは平成20年10月16日であり、実際に治療を受けたのは平成21年11月20日以降とのことであるので、歯科治療の申出から実際に治療を受けるまでの期間は、約1年1か月に亘るものである。

なお、申立人は、上記1年1か月の間、平成21年5月、6月及び11月の合計3度にも亘って、貴所職員に対し歯痛、歯茎の腫れを訴えているが、なお歯科治療には至らなかったものである。

③ したがって、本件において、歯科治療の申出から実際に治療を受けるまでの期間は、不相当に長期に及ぶものである。

イ 申出者の症状の程度（侵害結果の重大性）

① 申立人の症状は、当初申し出の内容こそ「右下奥歯のかぶせがとれてない」というものであったが、実際に治療を実施した際には、う蝕した歯（虫歯）が計6本あり、うち1本は、う蝕が歯髄まで及んだ状態（C3）、他の5本

は、う蝕が象牙質まで波及した状態（C2）であったとのことである。

- ② う蝕が歯髄まで及んでいる場合（C3）、なにも刺激を与えなくてもズキズキとした激しい痛みがあり、顔から頭にかけてまで痛むなどの症状が発生し（放散痛）、食事や睡眠に支障が生じるものであるもので、軽微な症状とはいえない。

また、う蝕が象牙質まで波及している場合（C2）、冷たい水や空気などの刺激によって痛みを感じるようになるなどの症状が現れるものであり、象牙質は表面のエナメル質と比較して石灰化の程度が低く、う蝕の進行が速くなる傾向があるため、通常、早期の治療が必要と解されている。

- ③ 以上によれば、治療実施時における申立人の歯は、う蝕が相当程度進行していたものであり、貴所が1年1か月にわたって申立人の治療を実施しなかったことにより申立人が被った苦痛は、決して軽微なものとはいえない。

ウ 治療が遅延した理由

- ① 貴所は、申立人が歯科治療を申し出てから1年1か月後に治療が実施された理由として、「歯科治療を必要とする受刑者が200名程度存在していた」との事情や、「申立人の申し出の内容が『かぶせもの』が取れたという程度であり、食事に支障があるとする治療上歯痛等の緊急性が認められなかった」との事情を挙げる。
- ② しかし、貴所は、治療の緊急性が認められる場合には申出の有無にかかわらず治療を実施しているとのことであり、過去に緊急の治療を実施した事案の中には、「歯痛・歯肉痛」、「発熱・歯肉発赤・腫脹又は頬部や顎下部等の腫脹」などの症状も含まれていたとのことである。

申立人は、複数回に亘って歯痛、歯茎の腫れを訴えており、実際に治療を行った際には、通常、食事や睡眠に支障が生じるとされる程度までう蝕が進行していたというのであるから、貴所の示す基準によっても、申立人について緊急に治療する必要がなかったとはいきれない。

また、歯科治療を必要とする受刑者が200名程度存在していることについても、歯科治療を受ける権利の重要性に鑑みれば、そのこと自体は、貴所

において歯科医師の確保、治療設備の整備等によって速やかに解決すべき問題であって、申立人を含む受刑者らが、歯科治療の遅延による不利益を一方的に甘受すべきものとはいえない。

- ③ したがって、本件においては、申立人の治療が1年1か月もの長期に亘って遅延することの合理的理由は存在しないと言わざるをえない。

エ 治療の遅延によって受刑者が被る不利益を可及的に緩和する措置の有無

① 情報提供

本件のように治療までの期間が長期に亘る場合、治療待機者の順番及び治療実施までの期間の見通し等について何ら情報を与えられないことによって歯科治療待機者が被る肉体的、精神的苦痛は決して小さいものではなく、貴所として、申立人を含む歯科治療待機者に対して、歯科治療の順番、治療実施までの期間の見通しを告知する等、何らかの情報提供を行う必要性は高いというべきである。

しかしながら、貴所は、歯科治療待機者に対して、歯科治療の順番、治療実施までの期間の見通しを告知する体制を構築せず、申立人に対して歯科治療の順番、治療実施までの期間の見通しを告知したこともなかったとのことである。

その他、貴所が申立人に対し、何らかの有益な情報提供をしていたとの事実も認められない。

② 治療の緊急性を判断する基準

本件のように治療までの期間が長期に亘る場合、医療の提供を受ける権利の重要性に鑑みれば、治療の緊急性を看過したり、恣意的に判断することを防止する必要性は高いというべきである。

しかしながら、貴所は、歯科治療を緊急に実施する必要があると判断した場合には申出の有無にかかわらず治療を実施するとはいうものの、歯科治療の緊急性を判断する基準について定めた内規、規則、通達等は存在せず、治療の緊急性を看過したり、恣意的に判断することを防止する措置を十分に講じているとはいえない。

- ③ したがって、貴所において、治療の遅延によって受刑者が被る不利益を可及

的に緩和する措置を講じていたとの事情は認められない。

オ 以上のとおり、貴所は、申立人から歯科治療を受けさせてほしい旨の申出を受けたにもかかわらず、約1年1か月にわたり申立人に対し歯科治療を行わなかったものである。

その間に申立人が被った苦痛は決して軽微なものではなく、遅延することの合理的理由も認められないので、貴所が約1年1か月にわたり申立人に対し歯科治療を行わなかったことは、やむを得ないものであったとはいえない。

また、貴所は、治療の遅延によって受刑者が被る不利益を可及的に緩和する措置を十分に講じていたとはいえない。

カ 強制的に拘禁施設に収容されている者以外にとって、歯科治療を申し出てから1年1か月もの長期にわたって治療を受けることができないなどという事態はありえないことであり、治療を待たされる申立人の身体的、精神的苦痛が大きいことは想像に難くないところである。

実際、申立人は、歯科治療の治療を申し出た後、平成21年5月、6月及び11月の合計3度にも亘って、貴所職員に対し歯痛、歯茎の腫れを訴えているのである。

したがって、貴所が、申立人から歯科治療を受けさせてほしい旨の申出を受けたにもかかわらず、約1年1か月にわたり申立人に対し歯科治療を行わなかったことは、申立人に対する人権侵害にあたるものである。

(3) 結論

以上のとおり、貴所が、申立人から歯科治療の申出を受けたにもかかわらず約1年1か月にわたって治療を放置したことは、申立人の医療の提供を受ける権利を侵害するものであるので、貴所に対し、今後、被収容者がより早期かつ適切な歯科治療を受けることができるよう、人的、物的設備を充実させることを勧告するとともに、可及的速やかに、歯科治療待機者に対して、歯科治療待機者の間における順番や治療開始時期の見通しを告知する体制を構築すること、並びに治療の緊急性を判断する基準を明確化することを要望する。

以上